

## 敦賀市において建築確認申請をされる皆様へ

トラブルを防止し、スムーズな着工を実現するために、敷地・建築計画が以下の事項に該当する場合は、建築確認申請に先立ち、各窓口に相談・協議をお願いします。

事 項	窓 口	備 考
市道	道路河川課	幅員をご確認ください。
法定外公共物（里道）	(0770-22-8134)	公図をご確認ください。
下水処理	下水道課 (天筒浄化センター内) (0770-22-8146)	下水道・集落排水についてご確認ください。
法定外公共物（水路）	経営企画課 (0770-22-8147)	公図をご確認ください。
農地	農林水産振興課 (0770-22-8196)	許可が必要です。
埋蔵文化財	文化振興課 (0770-22-8153)	着工の60日前までに届出が必要な場合があります。
3以上の階数を有し、その住居の数が15以上を有する共同住宅	清掃センター (0770-21-1153)	ゴミステーションの位置、容量、収集等の事前協議が必要です。
4以上の階数の建築物	都市政策課 (0770-22-8137)	土地利用調整条例に基づく届出が必要です。
延べ面積500㎡以上の建築物		土地利用調整条例及び景観条例に基づく届出が必要です。
高さ15m以上の建築物及び工作物		(工事完了時も届出が必要です。)
土地利用調整条例に基づく用途規制区域 (用途地域の指定のない区域・都市計画区域外)		土地利用調整条例に基づき用途規制を行っています。
景観条例に基づく景観形成推進地区		届出及び審査が必要です。
福井県屋外広告物条例に基づく設置許可		申請が必要な場合があります。
立地適正化計画		届出が必要な場合があります。
北陸新幹線のルート	新幹線整備課 (0770-22-8242)	環境影響評価報告書環境図の閲覧ができます。

※ 建築確認申請書の提出後、福井県土木事務所建築課から敦賀市役所住宅政策課に照会があります。上記事項に関する協議等をされていない場合や計画内容に疑義がある場合には、市担当部署から問合せをさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

※ 敦賀市役所住宅政策課：敦賀市中央町2丁目1-1（0770-22-8141）